

令和5年度愛媛県林業・木材産業効率化支援事業実施要領

第1 趣旨

令和5年度愛媛県林業・木材産業効率化支援事業の実施については、令和5年度愛媛県林業・木材産業効率化支援事業費補助金交付要綱（令和5年7月7日付け5林第400号。以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第2 事業の実施等

- 1 知事へ補助金の交付を申請し、補助金の交付を受ける者（以下「事業主体」とする。）は、事業実施計画に基づき、関係法令等を遵守して、事業を実施するものとする。
- 2 メニューごとの採択基準等については、別表1に掲げるとおりとする。

第3 事業計画

- 1 事業主体は、事業実施期間において実施を希望するメニューについて、別記により事業実施計画を作成し、承認申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。
- 2 1の申請を受けた知事は、事業実施計画の内容について、施設等の導入効果及び生産量や販路の拡大に係る取組等を審査し、適当であると認められる場合は、承認を行うものとする。
なお、審査項目は、次のとおりとする。
 - (1) 燃料削減等に直接効果のある施設等の導入となっているか。
 - (2) 従来型と比較して燃費や生産性の向上が図られるものか定量的に示されているか。
 - (3) 個別指標が現状値から一定量増加する目標設定となっているか。
 - (4) 生産量や販路の拡大に係る新たな取組が計画されているか。
- 3 事業主体の長は、承認を受けた事業実施計画について、別表1に定める重要な変更をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。この場合、1の規定を準用するものとする。

第4 個別指標

事業主体は、第3の事業計画の作成に際し、別表2のとおり個別指標を設定するものとする。

第5 事業達成状況の報告

- 1 事業主体は、前項の規定に基づき設定した個別指標に対する達成状況について、達成状況報告書（様式第2号）を作成し、交付要綱第8条の実績報告と合わせて知事に報告しなければならない。
- 2 前項の報告で、実績値が現状値未満となった場合、その要因や増産等に向けた取組を様式2別紙に記載し、達成状況報告に添付するものとする。
- 3 知事は、事業主体の長に対し、必要に応じ事業の達成状況に関する資料の提出を求めることができるものとする。

第6 事業の実施等

- 1 事業主体は、知事が別に定める所要の手続きを経て事業を実施するものとする。
- 2 事業主体は、請負、委託及び売買により事業を実施する場合は、一般競争入札又は指名競争入札により行うものとする。ただし、性質又は目的等が競争入札に適さないときは、随意

契約により行うことができる。

第7 着手届

事業主体は入札業者と契約したときは、速やかに着手届（様式第3号）を知事に届け出なければならない。

第8 添付書類

第3に定める事業実施計画及び第7に定める着手届に添付する書類については、別表3のとおりとする。

第9 書類の経由

この要領により知事に提出する書類は、施設等の設置市町を所管する地方局長を経由して提出するものとする。

第10 留意事項

当事業により整備した施設等については、管理規定（ただし、施設全体で作成済みのものは除く）を整備するなどにより適正に管理するとともに、事業名及び導入年月日をプレートやシール等で表示しなければならない。

第11 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和5年7月7日から施行する。
（この要領の失効）
- 2 この要領は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。
（この要領に伴う経過措置）
- 3 なお、令和6年3月31日以前に交付決定された補助金については、前項の規定にかかわらず、同日後においてもなお、その効力を有する。

別表 1

<p>1 高効率化型施設等の導入</p> <p>(1) 採択基準</p> <p>事業主体は、①～⑤の条件をすべて満たすこと。</p> <p>① 導入する施設等が、従来型の施設等又は導入前の工程と比較して燃費性能や作業効率の改善が図られ、増産に向けて早急に効果が現れるものであること。</p> <p>② 高まる木材需要に対応するため、別表 2 に定める事業主体毎に設定する目標値が現状値以上であること。</p> <p>③ 生産量や販路の拡大に新たに取り組むこと。</p> <p>④ 1 事業主体あたり 1 施設とする。ただし、県内に 2 つ以上の事業所又は工場（以下、事業所等という）を有する事業主体は、1 事業所等あたり 1 施設とする。</p> <p>⑤ 令和 6 年 2 月 29 日頃までに納品が可能と見込まれる施設等の導入であること。</p> <p>(2) 対象施設等</p> <p>フォークリフト、林業機械アタッチメント（付属機器を含む）、林業機械用ベースマシン、燃料運搬容器、製品等搬送装置、その他知事が認めるもの</p> <p>(3) 留意事項</p> <p>① 新規導入及び更新については次のとおりとする。</p> <p>ア 新規導入は、新品等の施設等を新たに取得すること。</p> <p>イ 更新は、既存施設等を処分して新品等に入れ替えること。ただし、補助対象経費は処分価格を控除した額とする。また、既存施設の取壊しに係る経費は、補助対象外とする。</p> <p>② リース及びレンタルは補助対象外とする。</p> <p>③ 現地着価格によって購入するときは、送料は含めないこと。</p> <p>④ 中古品の導入は、可とする。ただし、その用に供した時以後の使用可能期間の年数が把握できる等、業者等により適切に整備されていると認められるものに限る。</p> <p>(4) 事業実施計画の変更</p> <p>高効率化型施設等の導入における重要な変更は、下記に該当する場合とする。</p> <p>① 事業の内容を変更しようとするとき</p> <p>② 補助金の増額</p> <p>③ その他知事が必要と認めるもの</p>
<p>2 施設等の高効率化修繕・改修</p> <p>(1) 採択基準</p> <p>1 の (1) の①～⑤に準ずる。</p> <p>(2) 対象施設等</p> <p>既存の林業機械及び木材加工流通施設</p>

(3) 留意事項

① 修繕及び改修については次のとおりとする。

ア 修繕は、経年や外的要因によって劣化した施設等を導入当初の状態までに回復させること。

イ 改修は、既存施設等に新しい機能を付け加える（グレードアップする）こと。

② 1の(3)の②～④に準ずる。

(4) 事業実施計画の変更

施設等の高効率化修繕・改修における重要な変更は、下記に該当する場合とする。

1の(4)に準ずる。

別表 2

個別指標の設定について

メニュー	個別指標 ^{注1}		目標値の考え方
1 高効率化型 施設等の導入	業種に応じて 1つ選択	素材生産量	事業期間 ^{注2} 中の素材生産量 (m3)
		素材生産性	事業期間中の素材生産性 (m3/人日)
		木材利用 (加工) 量	事業期間中の木材利用 (加工) 量 (m3)
		木材利用 (流通) 量	事業期間中の木材利用 (流通) 量 (m3)
		木材利用 (乾燥) 量	事業期間中の木材利用 (乾燥) 量 (m3)
2 施設等の高 効率化修繕・改 修	1に準ずる	1に準ずる	1に準ずる

注1：個別指標は、地域材を対象とする。

注2：事業期間とは、事業計画承認申請日を含む月から実績報告提出（予定）日の前々月までの期間とする。

（例 事業計画承認申請日：R5.8.1 ⇒ 8月 実績報告日：R6.3.1 ⇒ 1月 事業期間：8月～1月の6か月）

注3：現状値は、直近年または直近3か年の平均値のいずれかとし、期間の範囲は事業期間と同月とする。

別表 3

条文		第 3	第 7
書類名		事業実施計画	着手届
様式		様式 1	様式 3
添付書類	1 高効率化型施設等の導入	様式 1 別表 設置位置図 (1/50,000) カタログ・見積書	入札 (見積) 通知書 入札 (見積) 執行表 入札 (見積) 書 契約書の写し
	2 施設等の高効率化修繕・改修	1 に準ずる	1 に準ずる

様式第1号（第3の1関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

所在地
事業主体名
代表者職氏名

令和5年度林業・木材産業効率化支援事業実施（変更）計画承認申請書

令和5年度愛媛県林業・木材産業効率化支援事業実施要領第3の1の規定に基づき、標記申請書を作成したので、関係書類を添えて申請します。

記

別記「事業実施計画書」のとおり

別 記

【事業実施計画書】

1 取組背景及び課題

※本事業で取り組む内容に関する背景と課題を記載

2 実施内容及び導入効果

2-1 実施内容

※どのような施設等を整備してどのような取組を行うのか、可能な限り具体的に記載

2-2 導入する施設等の効果

※従来型の施設等又は導入前の工程と比較して燃費性能や作業効率の改善が図られているかをカタログ、諸元表又は代理店・メーカー等に聞き取るなどにより、定量的に示すこと

事 例：電動式フォークリフトを新規導入する場合又はディーゼルエンジン式から電動式に更新する場合

記載例：

導入予定の電動式フォークリフトは、バッテリー充電式のため燃料代が発生しない。なお、電動式フォークリフトの電気代（〇〇円）は、従来型のディーゼルエンジン式の燃料代（〇〇円）と比べて約 1/〇となっており、年間約〇〇〇円の経費削減効果が見込まれる。

※従来型とは、既存施設、メーカーの対照機種、過去 10 年までに市販されている同程度の規模・規格の施設のいずれかとする。

3 生産量や販路の拡大に係る取組

3-1 生産量の拡大

※生産量の拡大に向けてどのような取組を行うのか、可能な限り具体的に記載

3-2 販路の拡大

※販路の拡大に向けてどのような取組を行うのか、可能な限り具体的に記載

4 事業計画

様式第 1 号別表のとおり

5 既存施設等の状況

※様式 1 別表の整備区分で「新規導入」以外を選択した場合は記載すること。

既存施設及び修繕等対象施設名	導入年月	メーカー規格等	補助金活用の有無	耐用年数 (期限年月)
				()

※補助金活用で有の場合は、事業名を記載すること

※段落及び行は、適宜加除すること。

様式第1号別表

メニュー	事業主体	設置市町	事業所等名	課税方式	整備区分	整備内容	事業量	単位	事業費 税込・(円)	補助率	補助金 (円)	その他 (円)	指標名	現状値 (●月～●月)	目標値 (●月～●月)	着手年月日 (予定)	完了年月日 (予定)	備考	
							合計		0		0	0							

注1) 適宜、行追加のこと
 注2) 中古品の場合は、備考欄にその旨を記載すること

様式第2号（第5関係）

年 月 日

愛媛県知事 様

所在地
事業主体名
代表者職氏名

令和5年度林業・木材産業効率化支援事業達成状況報告書

令和5年度愛媛県林業・木材産業効率化支援事業実施要領第5の規定に基づき、達成状況について別添のとおり報告します。

※様式第2号別紙を添付すること。

様式第2号別紙

1. 個別指標の達成状況

事業主体名	メニュー	整備区分	整備内容	実施年度	指標名	現状値 (〇年〇月～〇年〇月)	目標値 (〇年〇月～〇年〇月)	達成状況		備考
								実績値	達成率	

(注)

1 「達成状況」の欄には、目標値に対する実績値及び達成率((実績値/目標値)×100(%))を記載すること。

2. 実績値が現状値未達となった要因や増産等に向けた取組状況(実績値が現状値未達となった場合に記載)

実績値が現状値未達となった要因	事業実施期間中における地域材の増産又は利用拡大に向けた取組状況	備考

令和5年度愛媛県林業・木材産業効率化支援事業着手届

第 号
年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
名 称
代表者名

令和5年度愛媛県林業・木材産業効率化支援事業にかかる下記事業について、着手したのでお届けします。

記

事業メニュー	
申請事業量	
申請事業費(内消費税額)	円 (円)
申請補助金(補助率)	円 (%)
予定価格(内消費税額)	円 (円)
施行方法	売買・請負 (一般競争、指名、随意)
契約年月日	年 月 日
契約金額(入札(見積)減少金)	円 (円)
契約相手方住所・氏名	住所 氏名
施行箇所	
着手(発注)予定年月日	年 月 日
竣工(納品)予定年月日	年 月 日